



2019年3月4日号

目次

(W&B No. 201904CY)

1. 市場監督管理総局 2019 年度の法律改正計画を公示(2019 年 2 月 5 日)
2. 商標登録出願行為の規範に関する若干の規定(意見募集稿)の公示(2019 年 2 月 12 日)
3. 外国地理的表示製品保護規則の改正(意見募集稿)の公示(2019 年 2 月 28 日)

【1】 市場監督管理総局 2019 年度の法律改正計画を公示(2019 年 2 月 5 日)

国家知識産権局を管轄する市場監督管理総局は、2 月 5 日付、2019 年度の法律改正計画(国市監法[2019] 18 号)を公示した。1 月 10 日付に起草されたものであるが、特許法(専利法)は含まれていないのは既に国務院に提出されており、特許審査基準の改正計画から 3 月の全人代で承認予定との噂通りと思われる。

知識産権局の関連では、「特許審査基準(専利審査指南)」、「特許代理管理規則」の改正、新たな立法で「商標出願行為の規範に関する若干の規定」、「商標電子出願及び電子送達に関する規定」、「特許代理人資格試験規則」を年内に完成するため 6 月までに準備を終えるとしている。この他、6 月以降になるのは「特許法实施条例」の改正、新たに「官庁標識登録保護規則」、「商標代理監督暫定規則」を立法予定している。

この他で注文すべきものは、反独占局(独占禁止局)が「反独占法(独占禁止法)」の改正、独占協議、市場支配的地位の濫用、競争の制限とは以上に関する規定の改正を予定している。また、価格監督検査及び不当競争局の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」の改正などがある。

その他、医薬品、乳幼児食品や化粧品の取引に関する検査、管理などの規則や広告宣伝に関する規則など 97 の立法と改正が計画されている。

参考サイトは下記の通り。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-02/05/content_5364002.htm

【2】 商標登録出願行為の規範に関する若干の規定(意見募集稿)の公示(2019 年 2 月 12 日)

国家知識産権局は、2 月 12 日付、「商標登録出願行為の規範に関する若干の規定」の意見募集稿を公示し、一般からの意見を募集している。

国家知識産権局商標局は大量な商標出願手続きの改善や登録審査期間の短縮に取り組んでいるが、中国の市場経済の進展とともに「大衆創業、万衆創新」の掛け声とともに中小企業の絶え間ない発生や事業者の登録商標の取得に対する空前絶後の需要の拡大などの理由から「悪意出願」が出願だけでなく譲渡などの行為にも及び、事業の必要性や実際の使用と関係なく発生している。こうした「非正常」の行為が市場経済や商標管理秩序を混乱させるだけでなく、事業環境の破壊や社会の注目を浴びるようになっており、速やかな抑制が

期待されている。

こうした状況で、商標局は、「商標登録出願行為の規範に関する若干の規定」を導入することで、商標法などの規定では不明確な問題を解決し、いわゆる「商標囤積登録(販売目的の先取り商標)」取得行為に厳しい打撃などを与えるメカニズムを目指している。

商標登録出願行為の規範に関する若干の規定(意見募集稿)は全 8 条からなり、立法目的と原則(第 1, 2 条)、非正常商標登録出願行為の定義(第 3 条)、非正常商標登録出願行為や関連の行為に対する手続き上の処理(第 4 条)、また行為者や行為関連者に対する処理(第 5 条)、行政や一般公衆の非正常商標登録出願に対する処理(第 7 条)が規定されている。

意見募集の締切は、3月14日である。以下、ご参考まで仮訳でご紹介する。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1135919.htm>

商標登録出願行為の規範に関する若干の規定(意見募集稿)仮訳

第1条 商標の登録出願行為を規範化するため、正常な商標業務秩序を維持し、商標法、商標法実施条例に基づき、本規定を制定する。

第2条 商標登録を出願する場合、生産事業活動において商品或いはサービスに対する商標専用権を取得する実際の需要がなければならず、かつに他人の既存先の権利を損なってはならない。

商標登録出願を申請或いは代理申請する場合、法律、法規及び規則の関係規定に従い、信義誠実の原則を遵守し、非正常な商標登録出願する行為を行ってはならない。

第3条 本規定でいう非正常商標登録出願行為は以下に掲げる行為を指す：

- (1) 関連公衆に良く知られている商標を模倣して商標登録申請し、他人ののれん権(原文：商誉：商品に対する信用)に取り付く行為；
- (2) 他人が既に使用するとともに一定の影響のある商標を先取り登録出願し、不当に他人ののれん権を略取する行為；
- (3) その他の先の権利が存在することを知りながら或いは知るべきにもかかわらず、それと同一、近似する商標を先に登録出願する行為；
- (4) 商標登録出願を繰り返す、明らかに不正な目的を持った行為；
- (5) 短い時間の内に大量な商標登録出願をする、明らかに合理的限度を超える行為；
- (6) 商標登録出願に真実の使用意図が欠如し、商品或いはサービスに対する商標専用権を取得する実際の必要性がない行為；
- (7) その他の信義誠実の原則に違反し、他人の合法的権益を侵害する或いは市場での事業秩序を混乱させる商標登録出願をする行為；

(8) 他人のために或いは商標代理機構が本条(1)から(7)項でいう形態の商標登録出願をする行為を代行する行為。

第4条 非正常商標登録出願行為に対して、商標法、商標法実施条例の規定に基づいて以下に掲げる処理を行わなければならない：

(1) 商標登録出願に対しては、商標法第29条に基づき出願人に関連証拠資料の提出とともにその理由の説明を求めるが、正当な理由或いは証拠が不足する場合、商標法第30条或いは第35条に基づき申請を却下或いは登録しない。

(2) 商標登録を取得した場合、商標法第44条で言うその他の不正な手段で登録したことに属する場合、当該登録商標の無効を宣言する。

(3) 登録商標の譲渡取得の場合、商標法第42条で言うその他の不良な影響のある譲渡に属する場合、承認しない。

(4) 商標代理機構が非正常商標登録出願行為をした場合、商標法第68条でいうその他の不正な手段で商標代理市場の秩序を混乱させた行為に属する場合、信用ファイルに記入し、情状が重大な場合、商標代理業務での受領を停止させる。

第5条 非正常商標登録出願行為に対して、商標法、商標法実施条例の規定に基づいて処理を行うほかに、状況に応じて、以下に掲げる処理の措置をとることができる：

- (1) 国家知的財産局政府のウェブサイト「中国知的財産ニュース」に通報するとともに、全国信用情報共有プラットフォームに記入公示し、関連部門が法に基づき懲戒措置をとる；
- (2) 国家知的財産局の商標出願数統計において、非正常商標登録出願数を控除するとともにする目印をつける；
- (3) 各クラスの知的財産権主管部門は資金援助、支援、と奨励をしない；既に資金援助、支援、と奨励したもので非正常商標登録出願行為と認定された場合、状況に応じて全部或いは一部を返還させる；状況が重大な場合、非正常商標登録出願行為と認定された年度より5年間は当該主体及びその関連主体に資金援助、支援、と奨

励をしない;

(4)商標代理機構が非正常商標登録出願行為をした場合、国家知識産権局はその法定代表者に改善口頭指導を行い、商標業界協会は当該機構及び関連商標代理人に対して法に基づき行政指導を行う;

(5) 非正常商標登録出願行為を通じて資金援助、支援、と奨励を詐取し、情状が重大で犯罪を構成する場合、法に基づき関連機関に移送し、刑事責任を追及する。

第 6 条 本規定の第 5 条に列記する処理措置をとる前に、必要に応じ当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。

第 7 条 各クラスの知的財産権主管部門は、知的財産権を高い品質で発展させ、積極的に公衆と商標代理機構の法律に基づく商標登録出願を指導し、公衆が生産

事業活動において登録商標を使用する行為を規範化しなければならない。

如何なる組織と個人は非正常商標登録出願行為を発見した場合、国家知識産権局に通報することができる。国家知識産権局は非正常商標登録出願の通報を受けたり発見したりした場合、速やかに法に基づき処理しなければならない。

如何なる組織と個人は正当な理由がなく 3 年連続不使用の登録商標を発見した場合、国家知識産権局に取消申立を申請することができ、国家知識産権局は取消することができる。

第 8 条 本規定は 2019 年 X 月 X 日より施行する。 ■

【3】 外国地理的表示製品保護規則の改正(意見募集稿)の公示(2019 年 2 月 28 日)

国家知識産権局は、2 月 28 日付、「外国地理的表示製品保護規則」を改正する意見募集稿を公示し、一般からの意見を募集している。

中国の地理的表示に関する保護は、2005 年 6 月 7 日の国家質量監督検査検疫総局が出した局令第 78 号「地理的表示商品保護規定」に基づいており、外国を起源とする地理的表示の保護は、同規定の附則第 26 条に基づき、2005 年 7 月 15 日より施行された「外国地理的表示製品保護規則」(全 28 条)に基づいており、2016 年 3 月 28 日の改正が現行(全 36 条)である。

今回の改正案は 2 条追加され、全 38 条である。

第 1 章 総 則	第 1 条-第 6 条
第 2 章 申請と受理	第 7 条-第 16 条
第 3 章 技術審査と承認	第 17 条-第 20 条
第 4 章 専用標識と監督管理	第 21 条-第 29 条
第 5 章 保護、変更と取消	第 30 条-第 35 条
第 6 章 附則	第 36 条-第 38 条

改正内容は、従来管轄していた国家質量監督検査検疫総局から国家知識産権局へ管轄の移行による条文の変更が中心であるが、ポイントは下記の通り。

第 2 条で対象と規定している外国地理的表示に対して、「中国と対象国が相互の保護協定を締結している」の条件を追加し、取消に関する条項の第 33 条を改正し、「何人も証拠とともに取消請求ができる」を追加し、取消条件に「中国国内での普通名称或いは普通名称化」を追加している。この取消手続きにともない、第 34 条で書面による手続きや却下裁定の理由、第 35 条で地理的表示専門委員会が裁定や通知、公告など行うことが規定されている。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1136142.htm> ■

コメントは個人の見解であり事務所の統一の見解でないことにご理解ください。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

